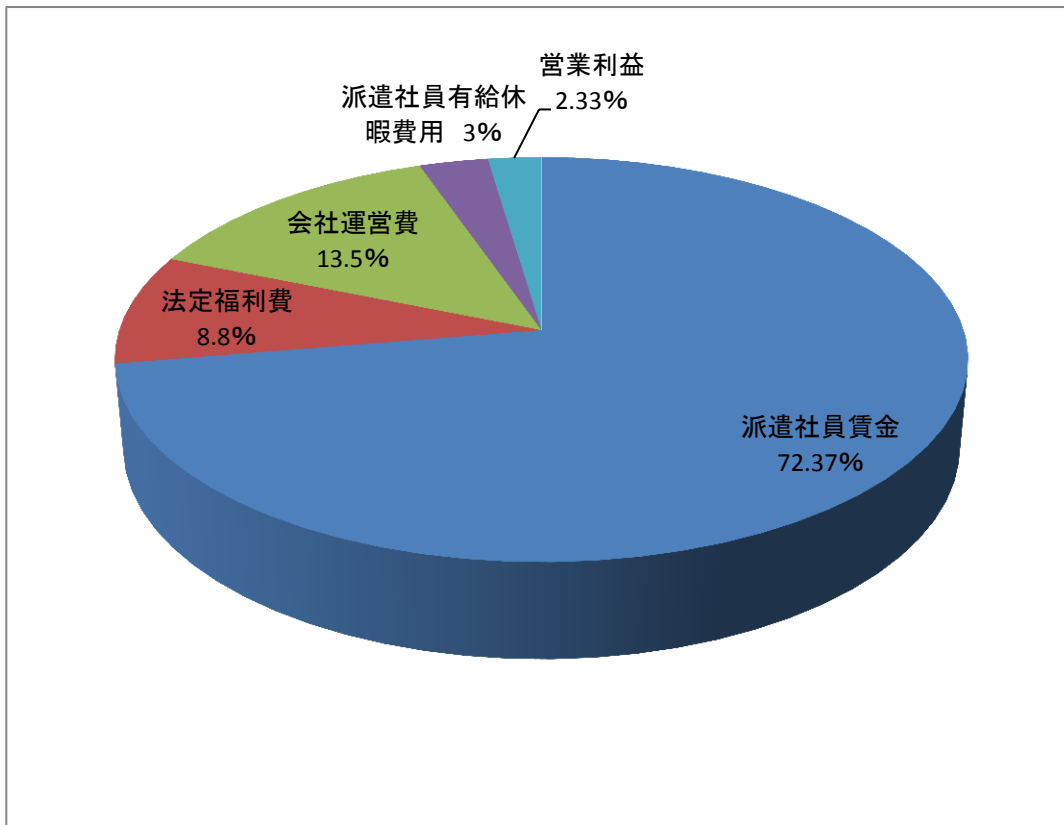


改正派遣法に基づくマージン率の公開(平成30年3月)

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」施工により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に上乗せする派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額})}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額}}$$

派遣料金の内訳



※グラフの数値は全事業所の平均数値となっております。

※会社運営費には下記の費用が含まれております。

福利厚生費、求人広告費、事務所家賃、車両費、慶弔費、教育訓練費、労務管理費、光熱費、他



八代本社

〒866-0033

熊本県八代市港町142番地

TEL : 0965-37-3444

FAX : 0965-37-0630

熊本支店

〒861-8029

熊本県東区西原1丁目13番13号エフシービル

TEL : 096-386-6622

FAX : 096-386-6630

労働者派遣法に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により、下記のとおり情報提供します。

許可番号	派43-300016
許可年月日	平成16年10月1日
事業所名	株式会社アシスト・サービス
事業所の所在地	〒866-0033 熊本県八代市港町142番地

労働者派遣実績(2024年3月31日)

①派遣労働者数	70名
②派遣先事業所数	23社
③労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの平均)	13.443円
④派遣労働者の賃金額の平均額 (1日8時間あたりの平均)	9.336円
⑤マージン率	30.55%

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

・派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である当社が負担しています。
(雇用条件によっては加入できない場合があります。)

・派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有給を取得した際の賃金は当社が負担しています。

・募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

・その他経費

その他にも社員の人件費、事業運営に関する維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

教育訓練

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担の有無	賃金支給の有無
ビジネスマナー研修	新規採用の派遣労働者	Off-JT	無	有給
安全・衛生教育	新規採用の派遣労働者	Off-JT	無	有給
キャリアアップ研修	就労中の派遣労働者	Off-JT	無	有給
e-ラーニング研修	就労中の派遣労働者	Off-JT	無	有給

派遣労働者のキャリアコンサルティングの相談窓口
(各派遣事業責任者または各営業・管理担当者)

0965-37-3444

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定締結の有無	有り
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則、当社と労働契約を締結している全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2025年3月31日